

# 建設業者の皆さんへ

## 建設業法第20条の2第2項に基づく工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する取扱いについて

表記の件については、建設業法第20条の2第2項により、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととされました（令和6（2024）年12月13日施行）。  
これを受け、取扱いは下記のとおりとします。

### 1 通知様式 ※様式名：通知書

URL：<https://www.town.kaminokawa.lg.jp/0364/info-0000000037-0.html> を参照。

- 2 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
- 3 通知した事象が契約締結後に顕在化した場合には、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、当該工事の請負契約の規定等に基づき対応を行うものとする。
- 4 本通知を提出していない場合であっても、当該工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。
- 5 適用日については、令和7（2025）年1月10日以降に請負契約を締結するものから適用する。